

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【公開番号】特開2020-160054(P2020-160054A)

【公開日】令和2年10月1日(2020.10.1)

【年通号数】公開・登録公報2020-040

【出願番号】特願2020-23209(P2020-23209)

【国際特許分類】

G 04 B 19/04 (2006.01)

G 01 D 13/22 (2006.01)

【F I】

G 04 B 19/04 B

G 01 D 13/22 101

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月26日(2020.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

この発明の一の態様は、板状素材からなる針本体と、前記針本体の表裏面における少なくとも一方の面上に前記針本体の縁部を残して設けられた掘込み部と、前記掘込み部によって前記針本体の前記縁部に設けられた補強部と、を備え、前記補強部は、前記針本体の面方向における壁厚が、前記掘込み部に対応する箇所の前記針本体の肉厚よりも厚く形成されていることを特徴とする指針である。

この発明の他の態様は、針本体の表裏面における少なくとも一方の面上に設けられた掘込み部と、前記掘込み部によって前記針本体に設けられた補強部と、を備え、前記補強部は、前記針本体の面方向における壁厚が、前記掘込み部に対応する箇所の前記針本体の肉厚よりも厚く形成されていることを特徴とする指針である。

この発明の他の態様は、板状素材からなる針本体と、前記針本体の表裏面における少なくとも一方の面上に前記針本体の縁部を残して設けられた掘込み部と、前記掘込み部によって前記針本体の前記縁部に設けられた補強部と、を備え、前記補強部は、前記針本体の面方向における壁厚が、前記針本体の前記板状素材の厚みと同じか、それよりも薄く形成されていることを特徴とする指針である。

この発明の他の態様は、針本体に補強部を備え、前記補強部は、前記針本体の面方向における壁厚が、前記針本体の厚みと同じか、それよりも薄く形成されていることを特徴とする指針である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

板状素材からなる針本体と、

前記針本体の表裏面における少なくとも一方の面上に前記針本体の縁部を残して設けられた掘込み部と、

前記掘込み部によって前記針本体の前記縁部に設けられた補強部と、
を備え、

前記補強部は、前記針本体の面方向における壁厚が、前記掘込み部に対応する箇所の前記針本体の肉厚よりも厚く形成されていることを特徴とする指針。

【請求項 2】

針本体の表裏面における少なくとも一方の面に設けられた掘込み部と、

前記掘込み部によって前記針本体に設けられた補強部と、

を備え、

前記補強部は、前記針本体の面方向における壁厚が、前記掘込み部に対応する箇所の前記針本体の肉厚よりも厚く形成されていることを特徴とする指針。

【請求項 3】

板状素材からなる針本体と、

前記針本体の表裏面における少なくとも一方の面上に前記針本体の縁部を残して設けられた掘込み部と、

前記掘込み部によって前記針本体の前記縁部に設けられた補強部と、
を備え、

前記補強部は、前記針本体の面方向における壁厚が、前記針本体の前記板状素材の厚みと同じか、それよりも薄く形成されていることを特徴とする指針。

【請求項 4】

針本体に補強部を備え、

前記補強部は、前記針本体の面方向における壁厚が、前記針本体の厚みと同じか、それよりも薄く形成されていることを特徴とする指針。

【請求項 5】

請求項 1～請求項 3 のいずれかに記載の指針において、前記針本体は、前記表裏面に貫通する開口部が設けられており、前記開口部の縁部には、前記補強部が設けられていることを特徴とする指針。

【請求項 6】

請求項 1～請求項 3、請求項 5 のいずれかに記載の指針において、前記掘込み部は、その深さが前記針本体の前記板状素材の厚みの半分よりも深く形成されていることを特徴とする指針。

【請求項 7】

請求項 1～請求項 3、請求項 5、請求項 6 のいずれかに記載の指針において、前記掘込み部は、エネルギー光線によって加工されていることを特徴とする指針。

【請求項 8】

請求項 1～請求項 7 のいずれかに記載された指針を備えていることを特徴とする時計。